

(案)

運営委員会決定第 2 号
令和 8 年 8 月 日

農業育成就労協議会の構成員であることの証明の方法の決定等について

「農業育成就労協議会」運営要領（以下「運営要領」という。）第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づく取扱いについては下記のとおりとする。

また、運営要領第 5 条の規定に基づき、「農業育成就労協議会」の構成員については、氏名又は名称、派遣先となることの有無、農作業請負の請負人となることの有無等を記載した別紙 1「農業育成就労協議会」構成員一覧表を農林水産省ホームページで公表する。

記

- 1 新規加入申請であり、かつその内容が適当である場合には、別紙 2「農業育成就労協議会」の加入通知書を送付する。
- 2 変更申請であり、かつその内容が適当である場合には、別紙 3「農業育成就労協議会」の変更通知書を送付する。
- 3 退会申請であり、かつそれを承認する場合には、別紙 4「農業育成就労協議会」の退会通知書を送付する。

<参考>

農業育成就労協議会運営要領（令和 8 年 6 月 25 日農業育成就労運営委員会決定第 1 号）抄

（構成員名簿の作成及び公表）

第 5 条 農林水産省は、協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

（運営委員会）

第 6 条 農業育成就労協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。

四 協議会の構成員であることの証明の方法の決定

(別紙 1)

[illegible]

(別紙2)

年 月 日

(申請者) 殿

農業育成就労協議会

「農業育成就労協議会」の加入通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業育成就労協議会」の加入申請について、申請者を農業育成就労協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

(別紙3)

年 月 日

(申請者) 殿

農業育成就労協議会

「農業育成就労協議会」の変更通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業育成就労協議会」の変更申請について、下記のとおり変更いたしましたので通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

(別紙4)

年 月 日

(申請者) 殿

農業育成就労協議会

「農業育成就労協議会」の退会通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業育成就労協議会」の退会申請について、申請者の農業育成就労協議会からの退会を認めますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 退会申請者の協議会構成員番号
- 2 退会申請者の名称
- 3 住所
- 4 代表者

農業分野における不法就労の現状

退去強制手続等が執られた不法就労外国人は令和6年に1万4,453人、令和7年に1万3,435人と高止まりの傾向にあるところ、不法就労外国人1万3,435人のうち、都道府県別では、茨城県、千葉県、群馬県の順で多く、**不法就労の職種別では、農業従事者が5,227人と最も多くなっています。**

資料：出入国在留管理庁報道発表資料「令和7年における入管法違反事件について 図表10 不法就労者の就労内容別の就労場所構成」

図表10 不法就労者の就労内容別の就労場所構成

就労場所	職種	総数	農業従事者	建設作業者	工員	運輸労働以外の労働作業者	飲食関連以外のサービス業従事者	運輸労働作業者	その他
総数		13,435	5,227	4,011	1,095	975	407	211	1,509
茨城		3,518	2,463	573	251	19	35	17	160
千葉		1,967	1,034	502	104	72	48	23	184
群馬		1,426	731	254	204	112	32	21	72
埼玉		1,366	195	826	115	65	25	16	124
愛知		1,035	61	369	104	233	58	11	199
東京		925	31	467	37	56	77	13	244
栃木		544	187	168	76	28	9	4	72
大阪		542	27	150	41	152	30	56	86
神奈川		522	10	326	29	36	35	25	61
長野		207	161	18	4	8	2	0	14
その他		1,383	327	358	130	194	56	25	293



不法就労防止にご協力ください



不法就労となるのは次の**3**つの場合です。

①在留資格がない者や国外退去が決まっている者が働くケース

(例)在留期限の切れた人が働く

②就労できる在留資格を有していない外国人で

出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)留学生が許可を受けずに働く

③現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

(例)・建設分野で働くことを認められた特定技能の在留資格を有する

外国人が農業に従事する

・留学生が許可された時間数を超えて働く



事業者も処罰の対象になります

○不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした人

→不法就労助長罪:3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金、又はこれらを併科
令和9年4月以降は

「5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金、又はこれらを併科」

○外国人の雇用又は離職のハローワークへの不届・虚偽の届出

→30万円以下の罰金

CHECK!



外国人を雇用するときのチェックリスト

基本編

採用する前に、在留カードの原本の提示を求める

⇒ 在留資格・在留期間満了日・就労制限の有無等をチェック

□ 「短期滞在」等の原則就労不可の在留資格ではない

□ 在留期限切れではない

□ 在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「就労不可」と記載されていない

□ 在留カード等読取アプリ及び在留カード等番号失効情報照会で在留カードの偽変造の有無及び有効であることを確認している
(出入国在留管理庁HP: 在留カード等読取アプリケーション / 失効情報照会サポートページ <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>)

ケース別編

在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「在留資格に基づく就労活動のみ可」と記載のケース

□ 在留資格に基づく業務に従事させる予定である

【ポイント】

- ・ 出入国在留管理庁ホームページなどで在留資格ごとの活動内容を確認
- ・ 受入不可の例: 「技術・人文知識・国際業務」を有する者が収穫作業を行う

在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「指定書により指定された就労活動のみ可」記載のケース

□ 指定書により指定された内容に基づく業務に従事させる予定である

【ポイント】

- ・ 旅券(パスポート)に添付された「指定書」を確認
- ・ 受入不可の例: 指定書に建設分野に従事する旨記載があるにもかかわらず、農業に従事させる

留学生など(在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「就労不可」と記載)、例外的に就労できるケース

□ 在留カード券面で資格外活動許可を受けている旨を確認

□ 資格外活動の制限(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)の範囲内で従事させる予定である

【ポイント】

- ・ 他の就業先の有無を確認し、外国人の労働時間を把握

在留カードの見方



▲令和8年6月14日より前に発行された在留カード(裏面)



▲令和8年6月14日以降に発行される在留カード



▲在留カード(裏面) ※令和8年6月14日前後に記載欄に変更なし



▲在留カードとマイナンバーカードが一体化したカード(令和8年6月14日以降適用開始) ※裏面はマイナンバー情報等の記載

不法就労防止に関する公的機関の情報を確認しましょう!!

出入国在留管理庁HP掲載リーフレット「外国人の適正な雇用にご協力ください」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001462224.pdf>



監理支援機関など入国後講習(農作業安全講習)を実施する皆さまへ

入国後講習(農作業安全講習)について

令和9年度施行の育成就労制度において、**農業分野では分野独自の基準として農作業安全に関する指導者等による「入国後講習における農作業安全講習の受講」を告示により定めています。**

入国後講習(農作業安全講習)主な研修項目

- 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
 - どんな危険があるか
 - どう扱えば事故を防げるか
- 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
 - ヘルメット、手袋、マスクなどの正しい使用方法
- 作業手順に関すること
 - 仕事をどの順番で進めるか(片づけを含め)
- 作業開始時の点検に関すること
 - 機械や道具に異常がないか確認する方法(機械作業中の異常確認と作業中断)
- 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
 - 熱中症、腰痛、化学物質による健康被害などの防止策
- 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
 - 転倒事故や衛生問題を防ぐための職場管理
- 事故時等における応急措置及び退避に関すること
 - 応急処置、避難方法、緊急連絡先など
- 上記のほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
 - その職場特有の注意事項やルール

全国農業会議所において「育成就労評価試験」対策として「安全衛生労働テキスト」を作成予定です。入国後講習(農作業安全講習)時に確認しましょう!!



Q&A

Q1 「農作業安全に関する指導者等」による入国後講習(農作業安全講習)とは?

○ 一定の知識を有する者として農林水産研修所における農作業安全に関する指導者講習等を受講した者により、法令に定められた内容(労働安全衛生規則第35条第1項)について講義を実施することとしています。

Q2 育成就労計画申請時に入国後講習(農作業安全講習)の実施予定表を提出する必要はありますか?

○ 育成就労計画申請時に提出する誓約書(農業分野参考様式第1号又は第2号)をもって確認します。実施予定表の提出は不要です。

Q3 入国後講習(農作業安全講習)において育成就労として行わせるべき作業等を行わせることにより実施してもよいですか?

○ 入国後講習の実施方法は、座学(見学を含む。)による必要があるため、育成就労として行わせるべき作業等を行わせることにより実施することは認められません。

Q4 入国後講習(農作業安全講習)の受講記録の保管は必要ですか?

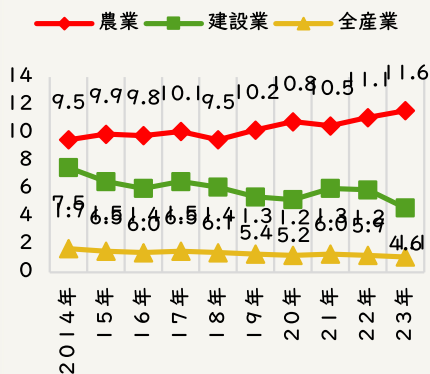
○ 労働災害発生時の安全配慮義務の証明として雇入れ時安全衛生教育(労働安全衛生法第59条第1項)の記録を保管することが望ましいことから、入国後講習(農作業安全講習)の記録についても受講記録(受講者氏名、研修実施者氏名、研修内容、実施年月日、実施場所)の保管が望ましいです。

参考資料

<農業分野における外国人労働者災害発生状況>

農業分野の労働災害率は他産業と比較しても高い割合であるところ、農業における就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続しています。また、外国人労働者についての農林水産業等における死傷者数(技能実習及び特定技能)は令和6年では214名となっており、「外国人材の農作業安全の確保」は最重要課題となっています(なお、事故の型別では「はさまれ・巻き込まれ」の割合が最も高いです)。

就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



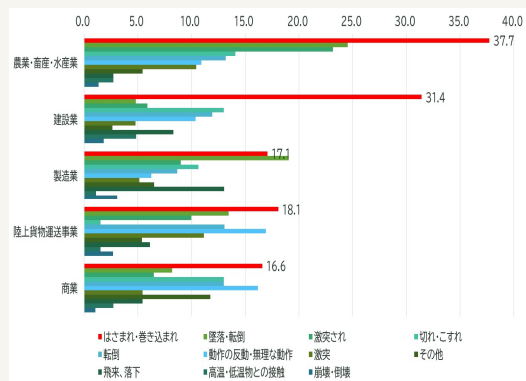
資料:第124回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会ヒアリング資料「農業界における労災保険制度に係る現状」

外国人労働者の労働災害発生状況

業種別・在留資格別の死傷者数（令和6年）										死傷者数（人）	
業種	在留資格	身分に 基づく 在留資格	技能 実習	専門的・技術的分野					資格 外活動	その他、 不明	合計
				特定 技能	外国人 技能実 習生、 等	野 野					

資料:厚生労働省「外国人労働者の労働災害発生状況」

外国人労働者の労働死傷者数の割合



資料 厚生労働省安全基準局「令和6年 外国人労働者の労働災害発生状況」より農中総研作成

<農作業安全講習>

<技能実習生向け安全衛生マニュアル>

- ・耕種農業職種に従事する外国人技能実習生の安全と健康確保に向けて
- ・畜産農業職種に従事する外国人技能実習生の安全と健康確保に向けて

掲載:厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56354.html

<農作業安全に関する研修>

- ・熱中症対策テキスト
 - ・農業機械作業安全テキスト
- 掲載:農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/kenshu.html

<農作業安全総合対策推進事業(一般社団法人日本農業機械化協会)>

- ・営農類型別の農作業安全研修資料

掲載:一般社団法人日本農業機械化協会ホームページ <https://nitinoki.or.jp/bloc3/karte/>

<農林水産省令和7年度補正「雇用体制強化事業(推進体制整備コース)」(一般社団法人全国農業会議所)>

- ・農業労災・安全対策ポータル

掲載:一般社団法人全国農業会議所ホームページ <https://aguri-rousai.jp/>

(参考)

農業育成就労協議会WEB申請（加入申請）(練習用)

このページでは、「**農業育成就労協議会**」の加入の申込方法をご案内します。（注）加入対象は、**育成就労実施者（受入機関）**になろうとする**農業者、派遣元事業者、派遣先事業者**です。

- 届出事項に特段の不備がない場合、**概ね 3 営業日以内**に農業育成就労協議会事務局から「**加入通知書**」をメールで送付します。
- 農業育成就労協議会に参加された方は、追加の加入申請をすることなく**所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなります**。
- **協議会の構成員名簿にて氏名等を公表**することとなります
- 農業育成就労協議会加入にあたっては、「**農業育成就労協議会規約**」及び「**農業育成就労協議会運営要領**」を必ずご確認ください。

※ 必須

* このフォームでは名前の記録を行います、名前を入力してください。

1. 「**農業育成就労協議会規約**」及び「**農業育成就労協議会運営要領**」の内容について同意することの確認 *

【特にご確認いただきたい事項】

1. 農業育成就労協議会の**目的**（「農業育成就労協議会」規約第 2 条）
2. 農業育成就労協議会の**活動**（「農業育成就労協議会」規約第 4 条）
3. 農業育成就労協議会からの**退会及び除名**（「農業育成就労協議会」運営要領第 3 条）
4. **構成員名簿の作成及び公表**（「農業育成就労協議会」運営要領第 5 条）

☐ 「農業育成就労協議会規約」及び「農業育成就労協議会運営要領」の全文を読み、内容を理解した上で同意します。

2. 構成員となる**受入れ機関の名称** *

「**雇用契約書**」に**記載する名称**を入力してください（法人の場合は法人名、個人の場合は代表者氏名）。

3. 構成員となる**受入れ機関の名称（フリガナ）** *

受入れ機関の名称（フリガナ）を記載してください。なお、**個人事業主の場合は、姓名の間は全角スペース**を空けてください。

4. **法人番号**（半角13桁） *

個人事業主の場合は「なし」と入力してください。

回答を入力してください

5. 代表者氏名 *

姓名の間は全角スペースを空けてください。

回答を入力してください

6. 代表者氏名（フリガナ） *

代表者氏名（フリガナ）を記載してください。なお、**姓名の間は全角スペース**を空けてください。

7. 主な営農類型

主な営農類型を選択してください。なお、**派遣形態（派遣元事業者）での受入れの場合は記載不要**です。また、農畜産物の販売収入が最も多い経営品目から判断してください。

☐ 耕種

☐ 畜産

8. 営農類型

農畜産物の販売収入が最も多い営農類型を1つ選択してください。

☐ 水田作経営

☐ 畑作経営

☐ 野菜作経営（露地野菜作経営）

☐ 野菜作経営（施設野菜作経営）

☐ 野菜作経営（きのこ栽培）

☐ 果樹作経営

☐ 花き作経営

☐ 酪農経営

☐ 肉用牛経営（繁殖牛経営）

☐ 肉用牛経営（肥育牛経営）

☐ 養豚経営

☐ 採卵養鶏経営

☐ ブロイラー養鶏経営

☐ その他経営

9. **雇用形態 ***

「派遣形態」を選択する受入れ機関としては、**派遣事業者を想定**しています。

☐ 直接雇用

☐ 派遣形態

10. **派遣先としての従事予定の有無 ***

派遣先として従事する予定の有無について回答してください。

☐ 派遣先として従事する予定あり

☐ 派遣先として従事する予定なし

11. **農作業請負の有無 ***

農作業請負の予定の有無について回答してください。

☐ 農作業請負の予定あり

☐ 農作業請負の予定なし

12. **郵便番号 ***

郵便番号を**半角8桁（ハイフン込み）**で記載してください。

13. 住所①（都道府県名） *

都道府県名を選択してください。

- ☐ 北海道
- ☐ 青森県
- ☐ 岩手県
- ☐ 宮城県
- ☐ 秋田県
- ☐ 山形県
- ☐ 福島県
- ☐ 茨城県
- ☐ 栃木県
- ☐ 群馬県
- ☐ 埼玉県
- ☐ 千葉県
- ☐ 東京都
- ☐ 神奈川県
- ☐ 山梨県
- ☐ 長野県
- ☐ 静岡県
- ☐ 新潟県
- ☐ 富山県
- ☐ 石川県
- ☐ 福井県
- ☐ 岐阜県
- ☐ 愛知県
- ☐ 三重県
- ☐ 滋賀県
- ☐ 京都府
- ☐ 大阪府
- ☐ 兵庫県
- ☐ 奈良県

- ☐ 和歌山県
- ☐ 鳥取県
- ☐ 島根県
- ☐ 岡山県
- ☐ 広島県
- ☐ 山口県
- ☐ 徳島県
- ☐ 香川県
- ☐ 愛媛県
- ☐ 高知県
- ☐ 福岡県
- ☐ 佐賀県
- ☐ 長崎県
- ☐ 熊本県
- ☐ 大分県
- ☐ 宮崎県
- ☐ 鹿児島県
- ☐ 沖縄県

14. 住所②（市町村名以下） *

市町村名以下を全て全角で記載してください。

15. （派遣元事業者の場合）労働者派遣事業許可番号

派遣元事業者の場合、厚生労働省が労働者派遣事業を行うことを正式に許可した事業者に付与される番号である「労働者派遣事業許可番号」を必ず記載してください。

16. （有料職業紹介事業者の場合）有料職業紹介事業許可番号

有料職業紹介を行う場合に厚生労働大臣の許可を受け、事業者ごとに付与される「事業許可番号」を記載してください。

17. **申請者の所属名称 ***

この申請を行う者の所属名称を記載してください。

18. **申請者の氏名 ***

この申請を行う者の氏名を記載してください。

19. **申請者の氏名（フリガナ） ***

この申請を行う者の氏名（フリガナ）を記載してください。

20. **申請者メールアドレス ***

この申請を行う者のメールアドレスを記載してください。

メールを入力してください

21. **申請者メールアドレス（確認用） ***

この申請を行う者のメールアドレスを再度記載してください。

メールを入力してください

22. **申請者電話番号 ***

この申請を行う者の電話番号（日中連絡のつく携帯番号等）を記載してください。

23. 上記の**申請内容に虚偽がないこと**の確認 *

☐ 上記の申請内容の全てについて虚偽がないことを誓約します。

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

農業育成就労協議会WEB申請（変更申請）（修正版）

このページでは、「農業育成就労協議会」の加入者（受入れ機関）向けに、登録内容変更の申し込み方法をご案内します。

- 変更申請については、例えば、**個人事業主が法人化**した場合、**代替わり**した場合、**会社の代表者が変更**した場合等に該当する場合に申込をお願いします。
- 協議会に加入していない方は「加入」の申請をお願いします。
- 協議会に加入しているかどうかは、HPに記載の協議会加入者一覧表からご確認ください。
- 届出事項に特段の不備がない場合、**概ね1～2週間程度**で農業育成就労協議会事務局から「**変更通知書**」をメールで送付します。

* 必須

* このフォームでは名前の記録を行います、名前を入力してください。

1. 協議会構成員番号 *

加入通知書に記載されている**協議会構成員番号（ハイフンを除く8桁）**を記載してください。

2. 受入れ機関の名称 *

「**雇用契約書**」に**記載のとおりに入力**してください（法人の場合は法人名、個人の場合は代表者名）。

3. 変更する項目 *

今回変更を行う項目を選択してください（複数選択可）。

- ☐ 受入機関の名称
- ☐ 代表者名
- ☐ 住所①（都道府県名）
- ☐ 住所②（市町村名）
- ☐ 住所③（市町村名以下）
- ☐ 雇用形態
- ☐ 派遣先としての該当の有無
- ☐ 農作業請負の有無

4. 「受入れ機関の名称」について変更がある場合は、変更後の「受入れ機関の名称」を記載してください。

変更がない場合は記載不要です

5. 「**代表者氏名**」について変更がある場合は、変更後の「代表者氏名」を記載してください。

変更がない場合は記載不要です

6. 「**住所①（都道府県名）**」について変更がある場合は、変更後の「住所（都道府県名）」を記載してください。

変更がない場合は記載不要です

7. 「**住所②（市町村名）**」について変更がある場合は、変更後の「住所（市町村名）」を記載してください。

変更がない場合は記載不要です

8. 「**住所③（市町村名以下）**」について変更がある場合は、変更後の「住所（市町村名以下）」を記載してください。

変更がない場合は記載不要です

9. 「**雇用形態**」について変更がある場合は、変更後の雇用形態を選択してください。

変更がない場合は記載不要です。

☐ 直接雇用

☐ 派遣形態

10. 「**派遣先としての従事予定の有無**」について変更がある場合、変更後の該当の有無を選択してください。

変更がない場合は記載不要です。

☐ 派遣先として従事する予定あり

☐ 派遣先として従事する予定なし

11. 「**農作業請負の有無**」について変更がある場合、変更後の該当の有無を選択してください。

変更がない場合は記載不要です。

☐ 農作業請負の予定あり

☐ 農作業請負の予定なし

12. 申請者の所属名称 *

この申請を行う者の所属名称を記載してください。

13. 申請者の氏名 *

この申請を行う者の氏名を記載してください。

14. 申請者メールアドレス *

この申請を行う者のメールアドレスを記載してください。

メールを入力してください

15. 申請者メールアドレス（確認用） *

この申請を行う者のメールアドレスを再度記載してください。

メールを入力してください

16. 申請者電話番号 *

この申請を行う者の電話番号を記載してください。

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

農業育成就労協議会WEB申請（再送付）（修正版）

このページでは「農業育成就労協議会」の加入通知書の再送付の申込方法をご案内します。

- 紛失等により加入通知書が手元にない場合、申込をお願いします。
- 「加入通知書」は、協議会に加入していることを証明する書類となります。
- 届出事項に特段の不備がない場合、概ね1～2週間程度で農業育成就労協議会から「加入通知書」を再送付します。

* 必須

* このフォームでは名前の記録を行います、名前を入力してください。

1. 協議会構成員番号 *

加入通知書に記載されている協議会構成員番号（ハイフンを除く8桁）を記載してください。

2. 受入れ機関の名称 *

「雇用契約書」に記載のとおりに入力してください（法人の場合は法人名、個人の場合は代表者名）。

3. 再送付を申請する理由 *

- ☐ 亡失のため
- ☐ 加入時の登録支援機関と異なるため

4. 申請者の所属名称 *

この申請を行う者の所属名称を記載してください。

5. 申請者の氏名 *

この申請を行う者の氏名を記載してください。

6. 申請者メールアドレス *

この申請を行う者のメールアドレスを記載してください。

メールを入力してください

7. 申請者メールアドレス（確認用） *

この申請を行う者のメールアドレスを再度記載してください。

8. 申請者電話番号 *

この申請を行う者の電話番号を記載してください。

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

農業育成就労協議会WEB申請（退会申請）（修正版）

このページでは、「農業育成就労協議会」からの退会の申込方法をご案内します。

- 離職等により**雇用する育成就労外国人がいなくなった場合**、申込をお願いします。
- 新規に育成就労外国人を雇用する予定があり、**一時的になくなる場合は退会する必要はありません**。
- 届出事項に特段の不備がない場合、**概ね1～2週間程度**で農業育成就労協議会事務局から「**退会通知書**」をメールで送付します。

* 必須

* このフォームでは名前の記録を行います、名前を入力してください。

1. 協議会構成員番号 *

加入通知書に記載されている**協議会構成員番号（ハイフンを除く8桁）**を記載してください。

2. 受入れ機関の名称 *

「**雇用契約書**」に**記載のとおりに入力**してください（法人の場合は法人名、個人の場合は代表者名）。

3. 退会理由 *

退会の理由を簡潔に記載してください。

4. 申請者の所属名称 *

この**申請を行う者の所属名称**を記載してください。

5. 申請者の氏名 *

この**申請を行う者の氏名**を記載してください。

6. 申請者メールアドレス *

この**申請を行う者のメールアドレス**を記載してください。

メールを入力してください

7. **申請者メールアドレス（確認用） ***

この申請を行う者のメールアドレスを再度記載してください。

メールを入力してください

8. **申請者電話番号 ***

この申請を行う者の電話番号を記載してください。

回答を入力してください

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。



Microsoft Forms